

# 監査の本質を見て，改めて感じる困難さ

——「監査論の研究者」の視点と「同志社大学商学部の学生・教員」の視点から——

百合野 正 博

- I はじめに
- II 私の研究成果の超要約
- III 学生時代に学んだ会计学・監査論の虚構性と重要な見落とし
- IV 明治維新以来の官僚国家の秘密主義
- V むすびに

## I はじめに

今年，同志社大学商学部の前身である同志社専門学校高等商業部が設立されて 100 周年を迎えた。それを記念して刊行される『同志社商学特別号』に寄稿する論文は「100 年の時を見据えて」を共通テーマにしたものに限定されているので，私は「監査論の研究者」としての立場と，同志社大学商学部で「学び，研究し，教えた」立場から 100 年の時を俯瞰したい。

私は，この 100 年間の前半 50 年の最後の年である 1972 年に 4 回生として同志社大学商学部に在籍していた。翌 1973 年は後半 50 年の最初の年であり，私は商学研究科修士課程の新入生として在籍していた。

私が同志社大学商学部に入學したのは公認会計士になるためだったが，4 回生の秋に緊急入院する原因となった重篤な十二指腸潰瘍を患ったことによって公認会計士試験の受験は断念せざるを得なかった。当時はピロリ菌など発見されておらず，潰瘍はもっぱらストレスのなせる技と考えられていたため，公認会計士試験の受験を諦めざるを得なかったからである。

進学した大学院は現在のように大衆化された場所ではなく，在籍者の進むべき道は研究者になることだけだった。学部時代，私は，会计学の勉強は学術団会计学研究会ですることとし，ゼミでは若くして株式会社金融論の権威だった岡村正人教授の指導を受けたが，大学院では会计学を正面から研究しようと思い西村民之助教授のゼミに入れていただいた。ただ，西村教授は定年退職間際だったこともあって修士論文の指導を内川菊義教授に託されたため，実際には，論文に書くべき問題点の抽出とそれを論文にまとめる作業に関しては全面的に内川教授の指導を受けることとなった。そのため，私の研究

は「批判会計学・個別資本循環説」をベースとしてスタートすることとなった。私は今でも、初対面の内川教授が「私のゼミ生が研究者になりたいと言ってきたら『資本論』を全巻読ませるのだが・・・」とおっしゃった情景を鮮明に思い出すことができる。これから書かなければならない修士論文の水準の高さを感じて全身が震えるのを覚えた。

一方、西村教授からは森羅万象のさまざまな事柄の「目に見えているかたち」と「目には見えない本質」について多方面にわたるお話を伺うとともに、私の考えを聞いていただいた。会計に関することで話題になったのは、西村教授の娘婿の井尻雄士教授が送って来られる英文論文の抜刷りを渡されて、その内容についてディスカッションを行ったくらいだった。「くらい」と書いたが、この論文というのが井尻教授の最先端の研究の成果なので、読んで容易に理解できるというレベルではなく、研究の奥深さを思い知らされる毎日だった。

実は、今ではちょっと想像できないことなのだが、この西村教授と内川教授の関係性の裏側で、西村教授は自分の後任として私を監査論の助手に採用することに関して会計分野での合意を取り付けてくださっていたのである。先の内川先生の「私のゼミ生が研究者になりたいと言ってきたら『資本論』を全巻読ませるのだが・・・」とおっしゃった言葉には、「西村教授の後任なので、それは求めない」という意味が含まれていたというわけである。

内川教授は「助手採用に必要な修士論文のレベルは極めて高い。寝るときと食べるとき以外は勉強しなさい」とおっしゃるとともに、私の決意を確認されるかのように、早々と「留年して」研究のレベルを上げるよう申し渡された。そして、「イギリスの産業革命以降、アメリカの大恐慌に至る、両国の経済史を跡付けなさい」と軽くおっしゃったうえで、毎週、私の報告を聞いてくださった。

この当時の大学院の履修科目は少なく、大学院生は自分の時間の大半を指導教授とのディスカッションと論文執筆に充てていた。まさに「寝るときと食べるとき以外は勉強する毎日」を送っていたのだが、この勉強は、資格試験の受験勉強では味わえない本来の勉強・研究だったため、ストレスが溜まることもほとんどなかった。

このような毎日を過ごす私にとって実に幸運だったのは、商学研究科の嘱託講師だった久保田音二郎神戸大学名誉教授と阪本安一神戸商科大学名誉教授の講義を2年連続で履修できたことだった。1年目は登録履修し2年目は陪席履修したのだが、2年間履修しても両先生の話題が尽きることはなかった。おまけに、毎週宿題が出されたので、お二人の講義を履修したことが「寝るときと食べるとき以外は勉強」状況を何倍にも増幅させたのだった。しかし、確実に修士論文のレベルを高める原動力となった。とりわけ久保田教授は授業時間が終わったら必ず「百合野君、ポケナスに行こう」と誘ってくださるので、ポケナスならぬ「わびすけ」に出向いてビールを飲みながら何時間もお話を

伺ったのだった。先生の鞆はいつも書きかけの論文や翻訳途中の原稿などでパンパンに膨らんでおり、大学教授の生活が研究と教育で溢れかえっていることを教えられた。

1976年3月に修士課程を修了し、5月には商学部助手に採用され、学部入学後50年を経た2020年3月に定年退職するまで、母校で研究と教育に従事するという幸せに恵まれた。それから2年、同志社専門学校高等商業部設立100年の今年、奇しくも私は学校法人同志社監事として企業の会計士監査とは全く様相の異なる学校法人の監事監査に従事している。

このような同志社大学商学部との強い因縁で結ばれている私に論文執筆の機会が巡ってくるという貴重な機会を生かすため、冒頭に書いたように、私は、「監査論の研究者」としての立場と同志社大学商学部で「学び教えた」立場から「監査」をキーワードとして「同志社大学商学部」の100年をも同時に俯瞰しようと考えているのである。

そして、読者のうちの何人かの方が、校祖新島襄の言う「良心」の意味の一端を理解してくださったなら、私の喜びとするところである。私の研究が通説から「異端」と見えるところは、実は「良心」に基づいて研究した成果以外の何者でもないのである。さらに、同志社で過ごすことで感じられる「神の見えざる手」の不思議とその大きさをうっすらとでも感じていただければ、幸せである。

## Ⅱ 私の研究成果の超要約

半世紀にわたる私の研究の成果は、2冊の単著に集約されている。

1冊目の『日本の会計士監査』（森山書店、1999年）で、私は「アメリカで発展した会計士監査は経営者不正を見逃す構造的欠陥を有している」という当時としては極めて「異端」の主張を行った。「異端」という言葉を使ったのは、当時の学界では「経営者不正」という言葉が禁句だったからである。当時の会計士監査は、被監査会社に良好な内部統制が整備・運用されていることを前提に試査で監査することに異論をはさむ余地はなかった。もしも経営者が誠実でないと仮定すると、抜取調査ではなく全数調査を行わなければならないが、規模の巨大な上場会社では経済的な理由でそれは不可能とされていたからである。

しかし、アメリカにおける会計士監査の展開を丹念に跡付ければ、被監査会社に良好な内部統制が整備運用されていることを前提に試査で監査する仕組みの内包している重大な問題点は自ずと明らかとなる。内部統制を整備・運用する責任は経営者にあるので、それを前提にして監査を実施するという構造の延長線上には「経営者不正を見逃す構造的欠陥」が存在しているのであり、私が主張したのは、エンロン事件以降使われるようになった「professional skepticism」（職業的専門家としての懐疑心）と同じ考え方を

論じたに過ぎなかったのである。

本書に「日本の」という限定をつけたのは、アメリカで発展した会計士監査は経営者不正を見逃す構造的欠陥を有しているが、日本はアメリカの制度を移植しただけなので、経営者不正を見逃す構造的欠陥まで受け継ぐ必要はないから、わが国の社会的経済的コンテキストのもと、わが国で必要とされる会計士監査制度を構築する必要がある、と言いたかったからである。そして、その時間的余裕もある、と補足したのだった。

本書に対する日本の学界の反応は冷たかった。ま「無視された」というのが正確な表現だろうが、本書の出版後2年を経ずして起こったエンロン事件が私の主張の正しさを裏付けてくれることとなった。その後、私に特段の挨拶もないまま、いつの間にか、学界で「経営者不正」は禁句ではなくなり、『監査における不正リスク対応基準』までもが制定されることとなった。

しかしながら、この方向性によって、わが国で必要とされた日本の会計士監査制度を構築することができたわけではなかった。その一端を示すと、この『監査における不正リスク対応基準』で「professional skepticism」が「職業的懐疑心」と翻訳されているところに、その構築できなかった理由を垣間見ることができる。「professional skepticism」は「職業的専門家としての懐疑心」もしくは「専門職的懐疑心」と訳さなければならないのであるが、公認会計士が職業的専門家あるいは会計専門職であるという認識がこの国には存在しないのである。これは会計士監査にとって致命的な事実だと私は考えているが、一般的にはそのように考えられていないようだ。

そのことは『監査における不正リスク対応基準』に二つの付録がつけられているのを見れば容易に推測できる。付録1は「不正要因の例示」、付録2は「不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況の例示」である。もしもこれらの例示を必要とするくらい公認会計士の質的劣化が生じているのだとしたら、確かに公認会計士は職業的専門家や会計専門職と呼べる存在ではないことになる。私は『監査における不正リスク対応基準』を読んで、「日本の公認会計士はここまで手取り足取り教えてもらわないと経営者不正に気づくことができないほど職業的レベルが低下しているのか」と深くため息をついたのだった。

2冊目の『会計監査本質論』（森山書店、2016年）で、再び極めて「異端」の主張を行った。それは、会計士監査の本質は何なのか、という会計士監査の社会的存在意義を問うことを主題としていた。

本書のイントロは、2015年に起こった「東芝の不適切会計事件」である。「不適切会計」ではなく「不正会計」そのものなのに、官民・マスコミをあげて「不適切会計」で一件落着かせてしまった。本稿を執筆している2022年6月現在、東芝は依然として迷走を続けているが、この迷走の原因の一つはこの一件を「不適切会計」で落着かせてし

まったことにある。ただ、同時に、日本の公認会計士監査には金融庁という監督官庁が存在していることを浮き上がらせたことには、ちょっと意味があったかもしれない。（今やすっかり忘れ去られてしまった感があるが、公認会計士法には当初からそのことが明記されていたのである。）

本書では、日本の公認会計士監査がアメリカやイギリスと本質的に異なる社会的役割を担った制度になってしまっていることを、戦後の日本における会計士監査制度創設期の展開を跡付けることをベースに、英米型会計学・監査論と日本の伝統的法律論との対立、および、戦後の民主主義的思考と戦前の国家主義的思考との間の目に見えない融和プロセスを絡ませながら論じた。そのプロセスで見えてきたものは、戦後と戦前の問題にとどまらず、江戸時代と明治維新との間の目に見えない融和プロセスも深く関わっているのではないか、という解明しなければならない問題の手強さであった。

現在の日本の公認会計士監査制度は戦後のGHQの経済民主化政策の一環として導入された上場企業の監査としてスタートしたために「はじめに上場企業監査ありき」だったけれども、実は、日本の制度のお手本であったアメリカやイギリスにおいては、産業革命やウォール街のバブルおよびその崩壊の際に、「アカウントビリティの検証の一つの派生形態としての上場企業の監査」を生んだのだという歴史的事実が存在しているのである。

この事実の持っている意味は極めて重要である。なぜなら、上場企業の監査という派生形態を産んだルーツの「アカウントビリティの検証」は、古代の文明社会で行われていた「為政者のアカウントビリティの検証」システムに他ならないからである。この「為政者のアカウントビリティの検証は重要」だという考え方が、経済社会の発展に伴って社会的に重要な存在となった株式会社のトップマネジメントのアカウントビリティの検証に応用されたものなのである。西欧社会においては、「アカウントビリティを負っている人がその責任を解除するために第三者による監査を受けること」はあらためて個別に論拠を示す必要のない「理の当然」のことなのである。したがって、英米の会計史の文献は、産業革命や株式会社制度の誕生に先立って、古代市民社会におけるアカウントビリティの記述にもそれなりの紙幅を割いているのである。

ところが、日本ではこのことが全く考慮されていない。正確に言うと、考慮されないような制度設計がなされているのである。このことは極めて重要な事実である。今日の株式会社における監査が古代の文明社会でおこなわれていた為政者のアカウントビリティの検証の一つの派生形態だとしたら、この為政者のアカウントビリティの検証は日本社会においても重要な役割を担っていなければならないはずなのである。そう考えることは「理の当然」であろう。ところが、そうはなっていないのである。

この日本社会においても重大な役割を担うことが「理の当然」であるアカウントビリ

ティの検証という会計監査の本質を見落とすという重大な失策を犯すことは、学者の良心が許さない。しかも、「日本の会計士監査がアメリカやイギリスと本質的に異なる社会的役割を担った制度に『なった』」のではなく「そう『されてしまっ』ている」のである。

私の主張の最も重要な点は「会計士監査の役割はアカウントビリティの検証であるにも関わらず、日本においては、監督官庁のコントロールのもとに極めて限定された領域でしか会計士監査を機能させていない」ということであった。その上で、日本においては、「監査」の本質を「会社の監査」に矮小化しようとした動きが存在しており、彼らはその矮小化で重要なものの存在を見えなくしてしまうことによって利益を得ているのだということを示唆したかったのである。

### Ⅲ 学生時代に学んだ会計学・監査論の虚構性と重要な見落とし

#### 1 会計学・監査論と法律論の対立が示唆する上下関係

「会計学・監査論と法律論の対立」をもう少し丁寧に言うと「アメリカ流の考え方に立脚した会計学・監査論と日本伝統の解釈に立脚した法律論の対立」ということになる。私が同志社大学商学部の学生として学んだ1960年代末から70年代初頭にかけての会計学はアメリカ理論の影響を色濃く受けていた。

その会計学と監査論は、上場企業を中心とする大規模株式会社が証券取引法に基づいて企業会計実務を行うとともに公認会計士による財務諸表監査を受けるというディスクロージャー・システムを支える理論的基盤であった<sup>1</sup>。

GHQが整備したディスクロージャー・システムは、大規模株式会社の発展に必要な資本の調達と、国民が豊かになるための投資ポートフォリオの中核をなす証券投資との仲立ちをして、わが国の国民経済を発展させるという重要な役割を担っていたのである。企業が発展すれば雇用の機会が増大するとともに従業員の所得も増加する。従業員の所得が増加すれば、日本国民の財産運用の多様性が高まり、投資ポートフォリオの重要性が高まるわけである。つまり、会計学と監査論は日本国民の豊かな未来に直結する学問領域であり、それを監査実務の面から支える専門的な職業である公認会計士は高い難易度を誇る資格であった<sup>2</sup>。

会計理論の焦点は、1920年代のアメリカ会計学の中心的考え方であった静態論が1930年代に入って動態論と主役を交替するプロセスにあった。大恐慌を挟むアメリカのこのプロセスは、大規模株式会社の出現と個人投資家の増大による利害関係者の質的

1 拙著『会計監査本質論』森山書店、2016年。第4章を参照のこと。

2 同書、第3章を参照のこと。

変化を伴っていて、1960～70年代の高度経済成長期の日本においても同様に当てはまる動きだと考えられていた。

しかしながら、わが国の証券取引法会計学と公認会計士監査論の立ち位置は、アメリカの証券取引法会計学と公認会計士監査論とは大きく異なっていたのである。わが国の会計学と監査論は、アメリカ由来の証券取引法という法律の裏付けがあったにも関わらず、現実には、商法というわが国で長い歴史を持つ法律との関係性で言えば、決して主流ではなかったのである。

私は企業会計原則の「継続性の原則」を論点に、その重要性を論じた。会計学者にとって、「継続性の原則」が財務諸表の真実性を保証する重要なルールだということは自明の理である。アメリカにおいて、1930年代に入って会計原則が整備されるプロセスで「単一のルール」を作るか「選択の自由を残した複数のルール」を作るかが議論されたとき、自由の国アメリカでは「経理自由の原則」を優先させるべきだと考え方が優勢になった。しかし、もしも経営者の裁量で会計処理のルールを変えることができるならば利益額を恣意的に動かすことが可能となる。そこで、一旦採用したルールは継続して適用しなければならないという「継続性の原則」が複数のルールを認める大前提とされたのである。

したがって、商法に明文の規定があろうとなかろうと、「継続性の原則」は財務諸表の真実性を保証するためには必須なのである。会計学者でなくとも、自明の理であろう。しかしながら、商法の規定は配当可能利益の算定を目的としているのであって期間損益計算を目的としていないから継続性の原則は存在しない、と商法学者と法務官僚は主張したのである。

この事例は、アメリカ流の考え方に立脚した戦後の会計学よりも明治維新以来の長い伝統を誇る商法の方が格上であるという上下関係を明白に示している。『会計監査本質論』の第4章を読んでいただくと会計学者の怨嗟の声で溢れかえっている。思い返せば、会計学者は無駄なことに時間を費やしたものである。

## 2 『市民と会計』の論点の明確さと、それでも垣間見える「思い違い」

『市民と会計』とは、熊野実夫氏が1972年に岡部書房から出版された新書版の体裁をとった中級の会計学専門書である。いつ頃のことだったか記憶にないが、私の若い頃、西田芳次郎教授が講演に招かれた熊野実夫氏とお話をしたことがある。氏はこの時点ですでに本書を出版されていたのだが、この当時の肩書きは公認会計士（後に阪南大学教授）だったこともあつてか、話題にはならなかった。

本書の存在を知らないまま時間が経過し、それからずっと後になって、匿名の方から私宛に本書が50冊ほど届けられた。このことで、遅ればせながら、ようやく本書を読

む機会を得たのである。

一読して、私は驚愕した。1972年に出版されていた会計学の本とは思えない視点の斬新さと、全編に溢れている興味深い記述に圧倒されたのであった。私たちが企業会計原則の解釈に現を抜かしていた頃に、会計学を日本社会の特殊性と結びつけて論じた本書には、本稿の主題に沿った多くの論点が散りばめられていたのである。

ここでは本稿の主題と深い関係を有している部分のみ引用しておこう。

「Ⅱ 会計における利害の相剋」は「1 公益事業概念の風化」から始まるが、冒頭で「公」と「私」を論じている。現在では「公」は「パブリック」という英語を引き合いに出してその概念を説明するのが一般的であろうが、本書では、『大言海』で説明されている日本語としての「公」の意味の解説から始められている。すなわち、

おほやけ 大家 一 大イナル宮殿。大宮。皇居。

二 天子。帝。

おほやけ 官公 宮庁。朝廷。政府。

おほやけ 公 一 私ナキコト

二 国家全体ニカカハルコト。世間ニ表立チテノコト。世間ニ共通ナルコト。公共。

三 表向キナルコト。オッケハレテナルコト。私ナラヌコト。

そのうえで、日本にはそもそも「公益」という精神が存在しないので、アメリカから輸入された「公益事業」の概念は墮落することとなり、わが国の公益事業は「消費者保護」ではなく「事業者保護」を目的としていたと、はっきりと指摘されていたのである。

戦後 GHQ の指令で設置された公益事業委員会が占領終了と時を同じくして廃止され、その結果、電気事業は「基礎産業としての公益事業」に位置づけられたことによって、「地域独占、土地収容といった面には公益事業、料率決定には基礎産業という巧みな使い分けが行なわれ、消費者としての個人の総和としてのパブリックは冒頭に引用したわが国古来の公（おほやけ）に押し流され、われわれ年配の者にはなじみ深い『滅私奉公』のスローガンのもとパブリックの基礎である『私』が解消されていくことはみやすい道理である<sup>4</sup>」と喝破されるのである。

さらには、私的公益事業の公的規制が有効に行われるための条件として次の3項目、

1) 政治的リーダーシップ → 事業者の抵抗に打ち勝つ立法府と行政府のリーダーシップが必要

2) 公衆の支持 → 選挙民の変わることなき関心なくしては、規制機関は容易に被規

3 熊野実夫著『市民と会計』岡部書房、1972年、86ページ。

4 同書、90ページ。



## 制事業の虜となる

- 3) 責任の明確化 → 公的機関は自らの行動に責任を持ち、かつその活動と政策を政府の諸部門を通じて、市民に対して説明、報告する責任を持っている

を挙げたうえで、氏は「この第三番目の条件に、我田引水ながら会計が求めてやまない Accountability が強調されていることはきわめて意義深い。経済成長の成果を配給される飼育された家父長国家の国民から、自立した市民に至る道の一つは、公的機関の Accountability の追求に存するのである」と鋭く指摘されるのである。

今、本書は私の左手のすぐそばにあるが、夥しい付箋がつけられていて、普段は私の書斎の「百合野に重要な影響を及ぼした本」の棚に収まっている。なお、熊野実夫氏は1922年生まれとのことで、本論文の趣旨に見事に合致している。

## 3 本章のタイトルの意味

タイトルにある「虚構性と重要な見落とし」とは何を意味しているのであろうか。

本書で述べた二つの例から推察できるように、見えているものと実態とがかけ離れているにも関わらず、この重大な事実を見落とししている、あるいは見て見ぬ振りをしているという意味である。

GHQ の推し進めた経済の民主化政策の要であったディスクロージャー・システムを支える3本柱であった証券取引法、証券取引委員会、公認会計士が、占領政策の終了に伴ってどのように扱われたか、簡単に見ておこう。

証券取引委員会は早々と廃止されたものの、現在は証券取引等監視委員会という仰々しい名称で復活を遂げている。しかしながら、アメリカのような独立性を有する準司法機関ではないために、東芝事件では粉飾決算として告発することができず、その限界を白日のもとに晒した。

証券取引法は廃止されなかったが、現在は名称を金融商品取引法に変えている。名称変更に伴って法律の精神が変わったことは以下の条文の相違が示している。

証券取引法の第一条には「この法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買、その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。」と規定されていた。

金融商品取引法の第一条には「この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価

格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」と規定されている。

有価証券を売買する投資家は保護されるべきであろうが、デリバティブなどのあまたある金融派生商品に手を出す人たちは投資家ではなく投機家であり、そのような投機家を保護することは不可能であろう。金融商品取引法は、投資家保護を通してディスクロージャー・システムを公正ならしめるための法律ではなく、金融商品売買業者を監督するための法律になってしまっているのである。

さて、公認会計士がどうかについては、あえてここでは書かないでおこう。

#### IV 明治維新以来の官僚国家の秘密主義

##### 1 会計士運動の盛り上がりとバブルの崩壊のような帰結

私は『会計監査本質論』において、大正から昭和にかけて、会計専門誌『會計』に掲載された会計士・監査関連論文の一覧と、同時期の会計士関連法案をめぐる主たる新聞報道の一覧を示し、明治末の一大企業不正事件であった日糖事件以降の企業不正を防止するための会計専門職制度の創設に関する議論の盛り上がりを紹介した。同志社専門学校高等商業部が設立された1922年がまさにこの議論の盛り上がりの真っ只中にあったことがわかる。

しかも、会計士制度を必要だとする当時の論点は、それが研究論文であろうと新聞報道であろうと、現在から見てもまさに正鵠を射たものだったのである。論点を整理すると以下ようになる。<sup>6</sup>

- ・当時の日本においては企業熱が高く、怪しい事業会社が乱立するという実態があった
- ・同様の国であった英米で会計士監査制度が生まれたのと同様に、日本にも会計士監査制度が必要だという有力な主張が多々あった
- ・他方、日本においてはニセ会計士を想定した時期尚早論があったが、同様の国であったドイツでは会計士制度が認められているという認識があった
- ・日本においても、外国人を株主とする企業では外国人会計士がすでに監査を実施しているという事例が認識されていた
- ・想定されている公許会計士が医師と同レベルの専門職だという認識があった
- ・監査役や取締役の責任を重くして刑事罰を加えることは困難だという共通認識があった
- ・国家による監督は株主の人格を侮蔑し、弊害があつて、時宜にかなっていないという

6 この記述については、拙著『日本の会計士監査』の第5章と第6章、および、拙著『会計監査本質論』の第3章を参照のこと。

主張が多々あった

- ・日本の営利会社が腐敗する原因は日本の株主には独立自助の気風が乏しいことに主要因がある、という主張があった
- ・日本の株主は短期的な売買益を得ようとするものが多く、事業の永遠の発達を考える株主が少ないという主張があった

このように論点の明確な「会計士監査待望論」はマスコミを通して広く流布されていたのだが、拙著で考察したように、議論に長い年月を費やしたにも関わらず、帝国議会での帰結は、議論の核心部分であった肝心要の「監査」を行わない職業会計士である計理士制度の創設であった。

この計理士制度の創設について、当時の新聞は以下のような辛辣な報道をしている。この記事を読むと、今から95年前の新聞の編集者と読者の見識の高さを知ることができると同時に、専門職に対する日本人の考え方が1世紀を経てもなお進歩していないことがわかって興味深い。少し長いが現代表記に修正して引用しておこう。

「日本人は法律を欲しがる国民であるが、その極めて適切なる一例が今現に衆議院の委員会に出ている計理士法案に見受けられる。この案によるとある専門学校で会計学を修めたものはだれでも二十円の登記料を納めるによって計理士になれる。しかして計理士は何をなし得るかといえ、結局計理士と称することを得るに止るのである。さすれば専門学校卒業生といっても計理士といってもつまり同じことになるわけだが、それが免に角商工省の作った案であって、しかも現に会計士とか計理士とかの看板をかけている人々の多くがその通過を希望する所のものだという。そこで議会では計理のけの字も御存じなさそうな人々を委員にして目下審議中だという。ここにおいてこの問題に知識を有する学者達は、この法案に意義あらしむためにはせめて弁護士位の国家試験を行わしめねばならぬと主張している。これは如何にももっともな話だ。しかしよく聞いて見れば現に会計士といっている人の数は多数あっても実際それを本職にしている人は恐らく五指を屈するに過ぎない。それ程この職業はまだ幼稚の時代にあるのだ。従ってもし程度の高い試験などをやったらこれに応ずるものがないかも知れない位だ。実業界の一般がこの法案の成行について至極冷淡なのも故あるかなと肯かれる。つまり実際がまだ法律をもって取締るまでに発達していないものらしい。然るにそれにも拘らず政府も議会も今度はこれを物にしたいという理由はどこにあるかといえ、それが議会において二十年来の懸案なるがためだという。ところがどうしてこの様なものが二十年前から議会の問題になったかと押して見れば西洋で会計士なるものが非常に効果を奏しているから日本にもこれを作ろうという意味である。即ち計理士法を作れば計理士そのものが出来るといふ錯覚を前提としていたのである。そして三党首の妥協がこの錯覚を生かすに至ったのである」<sup>7</sup>

しかし、この政治家の妥協の裏側に、実は、本稿のテーマと深い関係を有している明治政府の秘密主義（＝アカウントビリティを果たさない姿勢）が存在していて、それが会計士制度の創設を認めない頑なな政府の対応の原動力となっていたのではないかと考えられるのである。

## 2 明治政府の秘密主義と公会計の簿記システムの関係

『会計監査本質論』では十分に論じる余裕のなかった論点の一つが、わが国における公会計システムの簿記が当初は複式で行われていたにも関わらず、ある転回点を境として単式で記録するようになった、という事実である。

ことの成り行きは次のようなものであった。<sup>8</sup>

1872（明治5）年11月15日に国立銀行の設立が認められ、スコットランド人のアラン・シャンドが大蔵省紙幣寮に招聘されて銀行簿記書の執筆と教授を行ったことは広く知られており、複式簿記は各地の銀行だけでなく多くの会社や商人にも広く普及したと言われている。

1876（明治9）年には大蔵省出納条例が制定され、その第34条に、「凡ソ計算ニ關スル帳簿並記載法ハ總テ『フックキーピング』ニ從ヒ之カ規則ヲ立ツヘシ私ニ之ヲ改竄スルヲ得ス」との規定が設けられた。この「フックキーピング」が複式簿記であることは、その後の経過から明らかである。

1878（明治11）年9月 遅くとも翌年7月には、金銭の出納に係る簿記法を複式簿記に移行することを公表した

同年 11月 すべての省庁で複式簿記を用いることを規定した

1882（明治15）年8月 日記簿、原簿及び補助簿のそれぞれにおいて予算の記録と実際出納を一元的に複式簿記によって記録することとした

1886（明治19）年12月 複式簿記を中央官庁だけでなく各庁・各府県にも適用した

このように、比較的短期間に強制的に複式簿記を採用したのは、国庫金の違法な流用を防止するために厳格な公会計制度を適用するため、説明能力の高い複式簿記システムを採用したと考えられるのである。

ところが、1887（明治20）年に新たに国庫金出納所が設けられ、出納事務は統一化された。出納事務は日本銀行に委託され、わが国においては、統一国庫制度がほぼ完成に近づいたのである。そして、1889（明治22）年に帝国憲法が制定され、その附属法である会計法が制定されると、官庁簿記は一転して複式簿記からおおむね単式化されて

7 『東京朝日新聞』1927年2月5日「法律をほしがる国民－計理士法案のこと－」

8 拙著『会計監査本質論』第2章、第5節参照。

しまうことになったのである。

それまで積極的に採用に努められていた複式簿記が、どうして単式簿記に置き換えられてしまったのであろうか。実はこのことにも、複式簿記の説明能力の高さと深い関係を有していることが明瞭に浮かび上がることとなる。

私は、出納の形跡を明確に把握することのできる構造を有している複式簿記は、当初は政府にとって都合の良い仕組みであったが、やがて政府にとって都合の悪い仕組みになってしまったからではないか、と推察している。

つまり、複式簿記を導入した際に高く評価された複式簿記の利点としての説明能力の高さは、説明させることが必要である場合には利点となるものの、逆に、見せたくないものや隠したいことがあった場合でもそれらを明瞭に見せてしまうという欠点を持っているということを意味している。したがって、国家のガバナンス・レベルの意思決定にとって秘密にしたい情報があるような場合にはそれを隠せなくなってしまうという致命的欠陥を有していることとなるわけである。

黒澤教授は「資本主義のエートスは、単に道徳的意味をもつだけでなく、近代企業の荷ない手（資本家、企業家または経営者および従業員）の責任倫理、すなわち現代会計学の概念をあえて、ここに適用するならば、アカウントビリティ（Accountability=企業の会計責任と呼んでおく。）にほかならないと確信する」と述べておられたが、私は、まさにこの考え方を企業の経営者にのみ限定するのではなく、国家経営の担い手にも当てはめて考えることにより、わが国の公会計が当初の複式簿記から今日の単式簿記に移行させた理由が推測できると考える。

簡単に言えば、明治初期の公会計の整備のプロセスでは、

- 1 複式簿記が備える説明能力の高さが高く評価された
- 2 そのような本質を理解したうえで複式簿記の導入が促進された
- 3 やがてわが国の公会計分野では説明することが邪魔になった
- 4 直ちに複式簿記を単式簿記に切り替えた、という重大な動きがあったのである。

本章のタイトル「明治維新以来の官僚国家の秘密主義」は、次のことを示している。すなわち、明治の末から昭和にかけて続いたディスクロージャー制度と会計士監査制度に対する社会の要求を拒み、制度を構築しなかったことと、公会計制度において当初採用した複式簿記を単式簿記に置き替えたことは、実は根っこの部分でつながっている重要問題だ、と私は考えるのである。これは、会計の分野でも監査の分野でも政治の分野でもほとんど着目されていないが、極めて重要な歴史的事実なのである。

## V むすびに

本稿において、私は、同志社大学大学院商学研究科修士課程の大学院生時代から今日に至るまで一貫して研究してきた「監査論」の分野での「異端」とも言える私の学問上の「努力」について振り返った。

私は会計士監査を研究対象としてきたのだが、私の頭の中で次第に芽吹いてきたものは「研究のターゲットは実は会計士監査ではないのではないか」というぼんやりとした疑問だった。このぼんやりとした疑問は、やがて私の中で明確な形に成長することとなる。それを簡単にまとめると次のようになる。

日本の会計士監査システムがグローバルな連携のもとで有効に機能しているということ自体は紛れもない事実だとしても、その一方で、巨大企業の監査よりもはるかに重要性の高い社会セクターのアカウントビリティの検証が日本には存在していないという事実を覆い隠すための隠れ蓑としての役割を担わされているのではないかと、という極めて重大な問題を明らかにすることこそがターゲットなのではないかという気がきだったのである。

このように結論をあらかじめ述べたうえで、私の研究の論点を整理すると次のようになる。

1 戦後、GHQ が日本に創設した公認会計士監査制度は、貧しかった日本国民を豊かにすることによって二度と侵略戦争を起こさせないようにするという経済の民主化政策の一環として、証券取引法、公認会計士、証券取引委員会を三本柱とするアメリカのディスクロージャー・システムを手本としたものだった。

しかし、私の研究から生まれた素朴な疑問がある。それは、日本においては明治の末に早くも会計士監査制度の必要性が国際的な調査をもとに議論されていたという歴史的事実があったにも関わらず、どうしてそれを参考にすることなくアメリカの制度に倣ったのか、ということであった。

この疑問を解く鍵は、明治末から昭和初期にかけての日本における会計士運動の顛末に見ることができる。1909 (明治 42) 年に明るみに出た日糖事件は、1720 年の南海泡沫事件を経験したイギリスや 1929 年のバブル崩壊を経験したアメリカと同様に、日本においても会計士監査システムを構築することを要求する社会経済運動を招来した。しかし、日本政府は外部監査を担う職業的専門家の創設を頑なに拒んだのである。

さらなる疑問は、占領政策の議論においてこの会計士運動を掘り起こすのではなく葬り去られたままにしておきたかったのはどうしてだろう、ということである。

2 戦後、GHQ が日本に創設した公認会計士監査制度は、日本国民を豊かにするためという日本国民にとって重要な目的を有していたにも関わらず、日本国民を豊かにする政策責任を負っていたはずの日本政府によって1952年の占領政策の終了とともに換骨奪胎されることとなった。その象徴は証券取引委員会の廃止であった。

しかし、私の研究から生まれた疑問がある。それは、日本国民を豊かにするための会計士監査システムがどうして当の日本政府によって換骨奪胎されてしまったのか、ということと、換骨奪胎されたシステムがグローバルな連携のもとで有効に機能する社会システムとして今も残されているのはどうしてだろうか、ということであった。

この疑問を解く鍵は、秘密主義に徹していた戦前の政府の態度を戦後も引き継ぐことに重点が置かれていた、という事実にあった。明治政府は、会計士運動を認めることが、株式投資をする一般投資家を保護するシステムにとどまらないで、会計専門職による外部監査を組み込んだ広義のディスクロージャー・システムの構築につながる危険性を察知していたのである。それに加え、当時の日本の投資家は江戸時代からの伝統で米や小豆に代表される先物取引を好む投機家が多かったため、彼らを保護することの重要性はそれほど切実ではなかったのである。そのため、監査を行わない計理士を創設したのである。

そして、現在の日本で行われている公認会計士監査が広義のディスクロージャー・システムの構築につながる危険性はないと判断されているために、グローバルな連携のもとで有効に機能する社会システムとして今も残されているのである。

3 会計専門職による外部監査を組み込んだ広義のディスクロージャー・システムの構築の危険性を察知していた明治政府は、それに加えて、複式簿記の説明能力の高さの裏に潜む危険性をも熟知していた。公会計の計算システムとして明治の初期に複式簿記を採用したものの、まもなくそれを単式簿記に置き換えたという事実がそのことを物語っている。

しかしながら、複式簿記を廃して単式簿記を採用したことは今日の日本に大きな負の遺産を残した。公会計は単年度の予算決算主義から抜け出せず、政府の基金や積立金の全容を知ることすら特殊法人に代表されるさまざまな政府系機関の会計との連結を行うことも不可能となってしまっているのである。現在の日本の財政状況は危機的なレベルに達してしまっていると推察するが、次に述べる公的記録の隠蔽・改竄・破棄、および統計記録の信頼性の欠如と相まって、国民が正確に把握することは不可能である。今日の日本のこの悲惨な状況をもたらした根源がここにあると言えよう。

しかし、このように説明してもなお、疑問が残ることとなる。

それは、戦前の大日本帝国なら許されたかもしれない「説明しない仕組み」が、戦後の日本国でも許されているのはどういう理由によるのだろうか、という疑問である。戦後の日本国は民主主義社会である。その民主主義国の主権者である日本国民に対して政治家や官僚が説明責任を果たすことは忌避できないはずなのである。

しかし、現実は違っている。今でもときどき表面化する企業不祥事に関連して公認会計士業界は監督官庁である金融庁から処分を受けているが、つい最近の知床の海難事故でも明らかになったように、監督官庁自身の監査のミスはお咎めなし。これまでも、薬害エイズ事件や狂牛病拡大事件など「お上が責任をとらない不祥事」の事例は枚挙に遑がないのである。

その集大成的象徴とも言えるものが「モリカケサクラ」問題である。この安倍政権の一連の出来事は、官僚機構の「忖度」によって発生したと思われる公的記録の改竄、隠蔽、破棄という国家的な重大犯罪を不問にしてしまった。その後、統計数字の改竄が明るみに出たが、誰も責任を取る気配はない。今や、物価指数もコロナの患者数も世論調査も、何も信用することはできない。

公的記録の改竄、隠蔽、破棄のような重大な「犯罪」に対する責任をとらなくても良いのがこの国の常識であるならば、説明する責任の重要性は取るに足らないものと言えよう。説明しなければならぬ多くの事柄が日本国民の前に次から次へと並べられているにも関わらず、「国民の皆様引き続き丁寧にご説明し・・・」と言え、それ以上説明しなくても済むことを実証してしまっているのである。

どうしてこのようなひどい状況になってしまったのか、という疑問に対する解について、私は次のように考えている。日本の民主主義は敗戦後のたかだか70余年に過ぎないが、それ以前の民主主義でない日本社会の長さは桁違いの長期だったということである。

敗戦まで、日本の統治機構は国民に説明責任を果たすという考え方を全く有していなかった。他方、西欧諸国では、古代ギリシャ・ローマの市民社会の昔から為政者のアカウントビリティを検証することが民主主義社会において極めて重要だという考え方が広く受け入れられていたのである。

実は、このような日本における政治機構のアカウントビリティの不存在については、今から30年以上も前に出版された『日本／権力構造の謎』（早川書房、1990年）が明確に指摘していた。著者のウォルフレン教授の炯眼を今改めて思う次第である。

先に「公」についての熊野実夫教授の文章を引用したが、実は「民」にも深い意味がある。白川静『常用字解 [第二版]』（平凡社、2012年）の「民」の説明は次のとおりである。



「象形。目を刺している形で、視力を失わせることをいう。視力を失った人を民といい、神への奉仕者とされた。臣ももと視力を失った神への奉仕者であり、合わせて臣民（君主に従属する者としての人民）という。民は神に仕える物の意味であったが、のち『たみ、ひと』の意味に用いる。」

人々の視力を失わせて支配下に置こうとする為政者に対抗するためには、真実を見抜いて自治自立を貫くことが必須である。このことと為政者にアカウンタビリティを認識させることとは表裏一体である。古代ギリシャ・ローマの市民社会で可能だった仕組みが、自由な民主主義の法治国家を標榜しているこの日本で成立しないはずはない。

ここに、アカウンタビリティをキーワードとしたディスクロージャーと監査の社会的重要性が浮かび上がることとなる。民主主義国で「財」にも増して重要度の高い社会セクターである「政・官」のアカウンタビリティの検証にこそ会計専門職による監査はその機能を発揮しなければならないのである。

私がアカウンタビリティをキーワードとして監査論の研究を進めてきたことは、同志社大学商学部を選択するという神の見えざる手のなせる技だった、と私は次第に強く感じるようになった。この理由については『同志社商学』の私の古稀祝賀記念号に寄稿してくださった山本昌弘教授の「同志社会計学としての会計責任説」<sup>10</sup>をお読みいただきたい。私の書きたかったことが見事にまとめられている。ちなみに、山本教授は先に名前を出した西田芳次郎教授の教え子である。

本稿の最後に改めて山本教授に謝意を表するとともに、彼を同志社大学商学部の専任教員として招くことができなかつたことについて深く反省していることも書き添えておきたい。

#### 【付記】

本稿の最初に「同志社大学商学部に入社したのは公認会計士になるためだった」と書いたが、入学後は中野淑夫助教授（当時）のゼミに入れていただくつもりだった。しかし、ゼミを選択する時点で退職しておられたためにそれは叶わなかった。本稿の校正中の7月28日にお亡くなりになったという連絡を受けた。ここに謹んで先生のご冥福をお祈りしたい。

10 山本昌弘「同志社会計学としての会計責任説」『同志社商学』第71巻第6号、2020年。